



化管法施行令改正に伴う PRTR届出の注意点

平成23年3月

PRTR届出内容と 提出方法について

■ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、

PRTR制度及び**MSDS制度**を導入し、

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

◆ **PRTR制度** (Pollutant Release and Transfer Register)

法により定められた有害の恐れのある化学物質について、環境への**排出量**及び廃棄物に含まれての**移動量**を、事業者が自ら把握して届出し、国はこれを公表する仕組み

◆ **MSDS制度** (Material Safety Data Sheet)

事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供を義務つける制度

排出量 : 事業活動により環境中へ排出される量

- i. 大気
- ii. 公共用水域 : 河川、湖沼、海域
届出用の名称が、決められている
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html を参照
- iii. 土壌 (次のivを除く)
- iv. 当該事業所における埋立処分

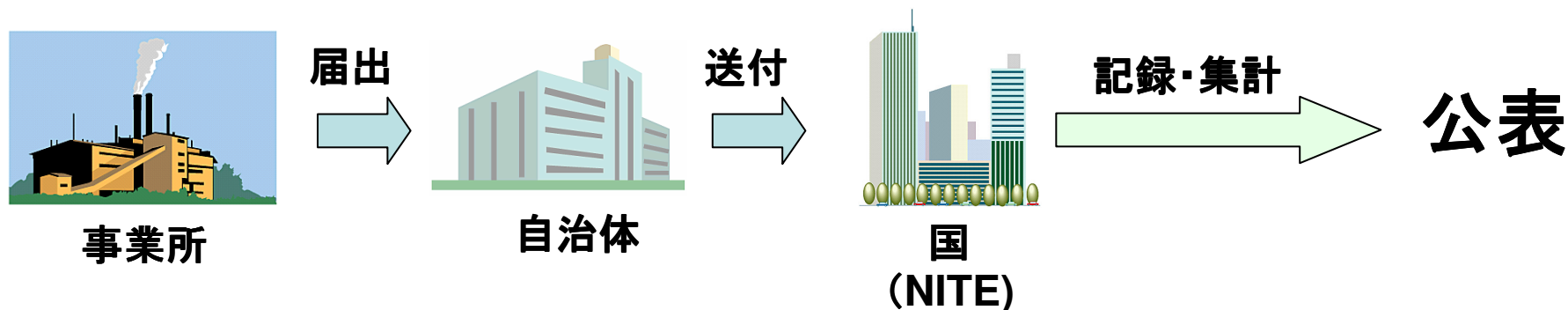
移動量 : 事業活動により発生した廃棄物を当該事業所の外において処理するため、当該事業所から外へ移動する量

- i. 下水道への移動
- ii. 事業所の外への移動 : 処理のため産業廃棄物処理業者等へ譲渡するもの

※1 製品として事業所の外に搬出されるものは移動量ではない

※2 当該事業所においては廃棄物であっても、再生資源として対価を得て譲渡する場合は、移動量ではない

PRTR届出の概要



- **把握期間** 前年4月1日から1年間
※平成23年度届出の場合、平成22年4月1日～平成23年3月31日が把握期間
- **届出期間** 4月1日から6月30日まで
- **対象物質** 第1種指定化学物質**462物質**
(特定第1種指定化学物質**15物質**含む)
- **届出要件** 届出対象となる条件
業種 事業者規模 年間取扱量 特別要件施設

届出要件 ①

■ 対象業種 24業種（事業所としての業種）

例：金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、自動車卸売業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業……

平成22年度把握分(平成23年度届出)から「医療業」が追加

■ 事業者規模 事業者として常用雇用者数21人以上

※事業者全体の雇用者数であり、工場や支所等の事業所単位ではない。

■ 年間取扱量 取扱量が1トン以上の事業所

- 把握年度の取扱量を対象（製造量＋使用量）
- 特定第1種指定化学物質は0.5トン以上
- 届け出る数値は、取扱量ではなく、
環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量となる。

第一種指定化学物質(462物質)

○ 有害性(人の健康を損なう、動植物の生息・生育に支障、オゾン層破壊)に加え、暴露の可能性に着目して選定

特定第一種指定化学物質(15物質)

○ 462物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められるもの

石綿、エチレンオキシド、カドミニウムとその化合物、
六価クロム化合物、塩化ビニル(モノマー)、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、砒素とその無機化合物、
1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウムとその化合物、
ベンジリジントリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

届出要件 ②

■ 特別要件施設 **特別要件施設**を満たす施設を所有する。

- 取扱量に満たなくても届出が必要
下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、**ダイオキシン類対策特別措置法**により規定される**特定施設**、**鉱山保安法**により規定される建設物等施設、

■ 把握の必要がない製品

- 対象物質の含有率が**1質量%未満**の製品 → 含有率が少ない場合
(特定第1種指定化学物質は**0.1質量%未満**)
- 密封された状態で使用される製品 (電池、コンデンサー等)
- 取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品 (管、板、組み立て部品等)
- 一般消費者用の製品 (殺虫剤、防虫剤、洗剤等)
- 再生資源

PRTR届出について

○ 届出期間(前年4月1日～届出年3月31日の分を)

毎年度 4月1日 ～ 6月30日

○ 届出書の提出方法 3つの方法から選択

- ① 電子届出(インターネット、又はダイヤルアップ接続)によるオンライン届出
- ② 磁気ディスク(フロッピーディスク等)による届出
- ③ 書面による届出

○ 届出先

事業所ごとに事業所の所在する都道府県等に届出

→ 横浜市在住の事業所:横浜市に届出

川崎市在住の事業所:川崎市に届出

相模原市在住の事業所:相模原市に届出

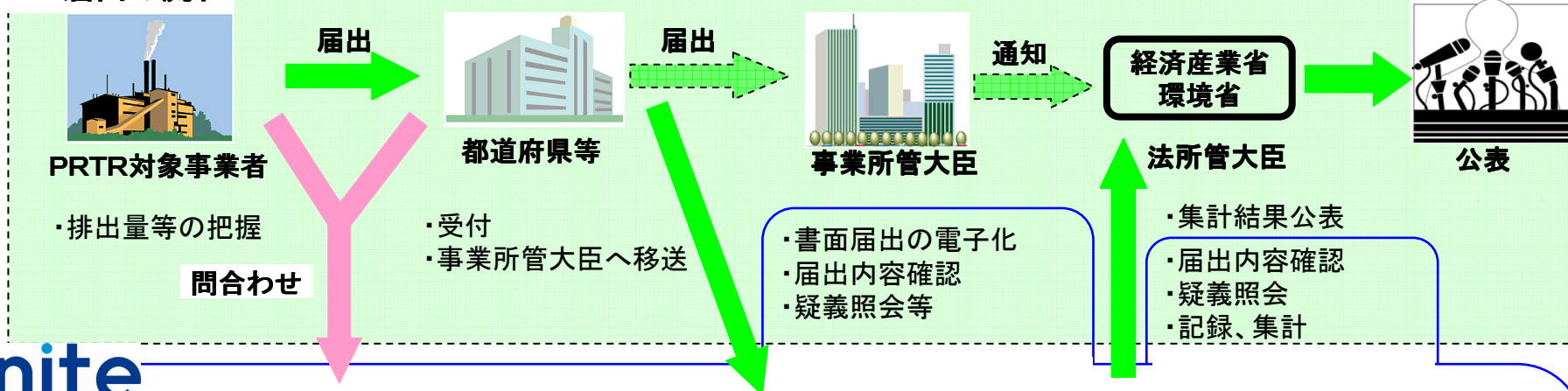
8 上記以外在住の事業所:神奈川県に届出

PRTRにおけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム(法第8条第1項の規定)、集計システム(法第8条第3項の規定)の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

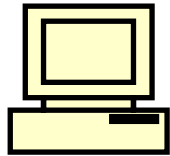
化管法関連情報の収集解析

- ・PRTR対象物質の取扱量調査
- ・リスク評価、PRTRマップの作成

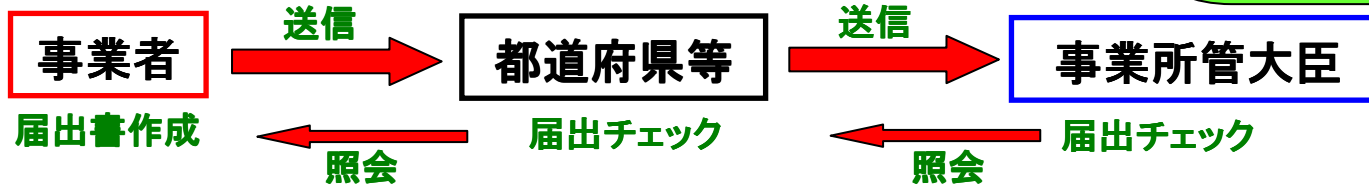
PRTR届出の提出方法

※数値はH22年度届出分

神奈川県 : 756件(35%)
 横浜市 : 499件(49%)
 川崎市 : 211件(37%)
 相模原市 : 117件(37%)



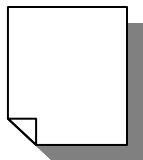
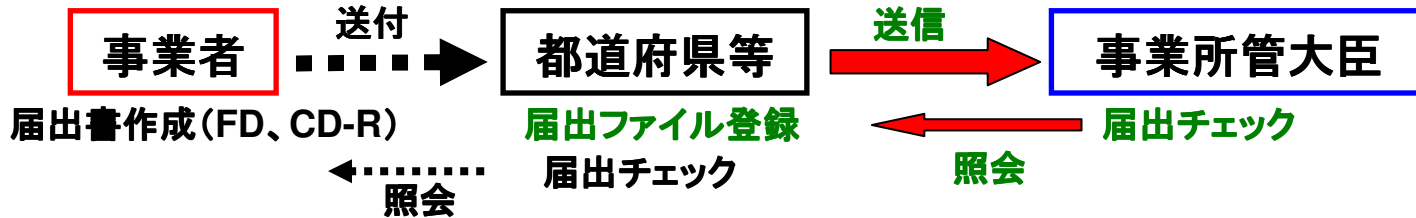
電子届出 : 18,907件 (49.6%)



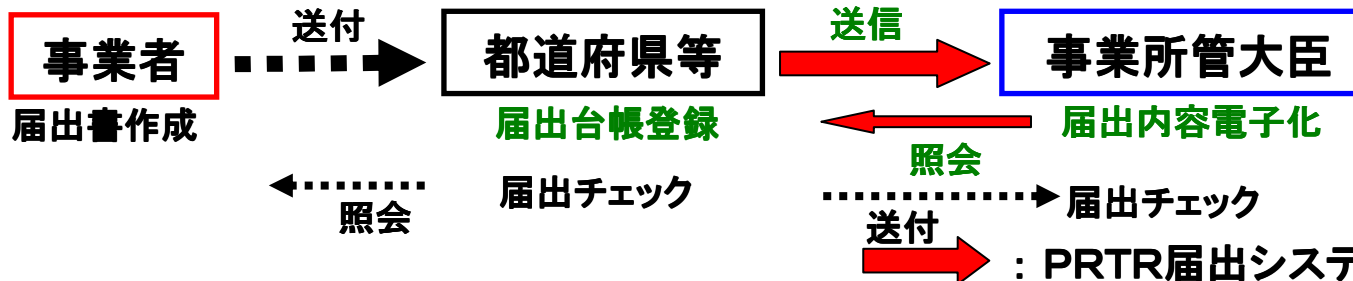
※電子届出を行うためには事前届出(=電子情報処理組織使用届出書)が必要です。



磁気届出 : 671件 (1.8%)



書面届出 : 18,563件 (48.6%)



PRTR届出項目(本紙)

① 届出先大臣:主たる業種に対応した大臣

→ 対応表はスライド13を参照

② 提出先:事業所が所在する自治体

→ スライド8を参照

③ 提出日:4月1日~6月末

④ 届出者住所:本社住所
大口郵便番号は不可

⑤ 届出者名称:法人名称

⑥ 代表者役職:代表権を持つ役職

⑦ 代理人役職:化学物質の管理責任者

⑧ 事業者名称:把握年度4月1日時点の本社名称

⑨ 事業所名称:把握年度4月1日時点の工場名称

⑩ 事業所住所:把握年度4月1日時点の工場住所

⑪ 従業員数:事業所の従業員数

⑫ 業種:出荷額・売上額が最も多い業種
複数業種の場合は、従たる業種へ

⑬ 別紙枚数:届出物質数と同じ

⑭ 法第6条第1項請求

様式第1(第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 2011年4月1日

届出先 経済産業大臣(東京都知事)殿

届出者 住所 東京都千代田区千代田1-1-1 顔ヶ関工業株式会社
代表取締役 経済太郎
代理人 顔ヶ関第一工場長 化学太郎

| | | | |
|---------------------|---------|------|------|
| 事業者の名称 | 顔ヶ関株式会社 | | |
| 事業所の名称 | 顔ヶ関第一工場 | | |
| 事業所の所在地 | 東京都 | 千代田市 | 千代田区 |
| 事業所において常時使用される従業員の数 | 250人 | | |
| 主たる事業 | 燃料小売業 | 5920 | |
| 従たる事業 | 自動車卸売業 | 5220 | |
| | 商品検査業 | 4620 | |

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1~7のとおり

担当者 部 署 顔ヶ関第一工場環境安全部管理第一係
氏名 化学 花子
電話番号 03-9876-5432

⑮ 担当者:連絡先氏名

PRTR届出項目(別紙)

| | | |
|--|------------------------|---------------------|
| 別紙番号 | 1 | |
| 第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量 | | |
| 第一種指定化学物質の名称 | エチルベンゼン | |
| 第一種指定化学物質の号番号 | 53 | 単位 mg-TEQ (※付録類の場合) |
| 排出量 | イ 大気への排出 | 1.40 |
| | ロ 公共用水域への排出 | 0.22 |
| | ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外) | 0.00 |
| | ニ 当該事業所における埋立処分 | 0.20 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | 0.00 |
| | ロ 当該事業所の外への移動(イ以外) | 0.00 |
| 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不棄物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 がらくず・コークストくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 雑種くず 18 その他 | | |
| ※整理番号 | | |

- ① 別紙番号 : 対象物質の号番号の順番
- ② 物質名称、号番号
- ③ 河川名 : 河川リストから選択(数値の記載がある場合)
- ④ 埋立型 : 管理型を選択(数値の記載がある場合)
- ⑤ 下水道名 : 下水道名リストから選択(数値の記載がある場合)
- ⑥ 数値全般 : 有効数字は2桁
(ダイオキシン類以外は小数第一位まで)
例 : 1051kg→1100kg、0.46kg→0.5kg
ダイオキシン類 : 0.00234mg-TEQ →0.0023mg-TEQ
- ⑦ 廃棄物の処理方法、廃棄物の種類 : 該当するものを選択(数値の記載がある場合)

※書面の場合
数値、小数点は罫線に重ならないようハッキリと記入しましょう!

業種と届出先大臣

本紙へのあて先大臣の記入(スライド11の①)の際はこちらを参照ください

| 業種コード | 業種名 | あて先大臣 | 業種コード | 業種名 | あて先大臣 |
|-------|----------------|-------------------|-------|--------------------|------------------------------|
| 0500 | 金属鉱業 | 経済産業大臣 | 3120 | 鉄道車両・同部分品製造業 | 国土交通大臣 |
| 0700 | 原油・天然ガス鉱業 | 経済産業大臣 | 3140 | 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 国土交通大臣 |
| 1200 | 食料品製造業 | 農林水産大臣 | 3200 | 精密機械器具製造業 | 経済産業大臣 |
| 1300 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 農林水産大臣 | 3230 | 医療用機械器具・医療用品製造業 | 経済産業大臣、 厚生労働大臣、 農林水産大臣 |
| 1320 | 酒類製造業 | 財務大臣 | 3300 | 武器製造業 | 経済産業大臣 |
| 1350 | たばこ製造業 | 財務大臣 | 3400 | その他の製造業 | 経済産業大臣 |
| 1400 | 繊維工業 | 経済産業大臣 | 3500 | 電気業 | 経済産業大臣 |
| 1500 | 衣服・その他の繊維製品製造業 | 経済産業大臣 | 3600 | ガス業 | 経済産業大臣 |
| 1600 | 木材・木製品製造業 | 経済産業大臣、 農林水産大臣 | 3700 | 熱供給業 | 経済産業大臣 |
| 1700 | 家具・装備品製造業 | 経済産業大臣 | 3830 | 下水道業 | 国土交通大臣 |
| 1800 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 経済産業大臣 | 3900 | 鉄道業 | 国土交通大臣 |
| 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 経済産業大臣 | 4400 | 倉庫業 | 国土交通大臣 |
| 2000 | 化学工業 | 経済産業大臣 | 5132 | 石油卸売業 | 経済産業大臣 |
| 2025 | 塩製造業 | 財務大臣 | 5142 | 鉄スクラップ卸売業 | 経済産業大臣 |
| 2060 | 医薬品製造業 | 厚生労働大臣 | 5220 | 自動車卸売業 | 経済産業大臣 |
| 2092 | 農薬製造業 | 農林水産大臣 | 5930 | 燃料小売業 | 経済産業大臣 |
| 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 経済産業大臣 | 7210 | 洗濯業 | 厚生労働大臣 |
| 2200 | プラスチック製品製造業 | 経済産業大臣 | 7430 | 写真業 | 経済産業大臣 |
| 2300 | ゴム製品製造業 | 経済産業大臣 | 7700 | 自動車整備業 | 国土交通大臣 |
| 2400 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 経済産業大臣 | 7810 | 機械修理業 | 経済産業大臣 |
| 2500 | 窯業・土石製品製造業 | 経済産業大臣 | 8620 | 商品検査業 | 経済産業大臣 |
| 2600 | 鉄鋼業 | 経済産業大臣 | 8630 | 計量証明業 | 経済産業大臣 |
| 2700 | 非鉄金属製造業 | 経済産業大臣 | 8716 | 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る) | 環境大臣 |
| 2800 | 金属製品製造業 | 経済産業大臣 | 8722 | 産業廃棄物処分業 | 環境大臣 |
| 2900 | 一般機械器具製造業 | 経済産業大臣 | 8724 | 特別産業廃棄物処分業 | 環境大臣 |
| 3000 | 電気機械器具製造業 | 経済産業大臣 | 8800 | 医療業 | 厚生労働大臣 |
| 3060 | 電子応用装置製造業 | 経済産業大臣、 厚生労働大臣 | 9140 | 高等教育機関 | 文部科学大臣 |
| 3070 | 電気計測器製造業 | 経済産業大臣、 厚生労働大臣 | 9210 | 自然科学研究所 | 各大臣 |
| 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 経済産業大臣 | | | |

NITEにおける届出内容の確認

形式的な確認
内容的な確認

NITEにおける届出内容の確認

◆ 形式的な確認

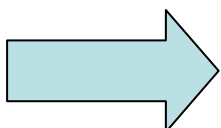
- × 提出日・従業員数・代表者が空欄
- × 本紙の別紙枚数記入欄と実際の別紙が異なる。
- × 別紙の物質番号と物質名が一致していない。
- × 業種が業種コード一覧表から選択されていない。
- × 数値が読みにくい・小数点の位置が不明



- ・不備がある場合、行政機関から問い合わせがあります。
- ・電子届出の場合、システムにより自動チェックされますので形式的な不備はほとんどありません。

◆ 内容の確認

- ? 前年度と比較して、数値が大幅に増加又は減少している。(計算ミス、取扱量の数値など)
- ? 前年度と比較して、物質が全く異なっている。(システム上の物質選択ミス)
- ? 届出物質の不足

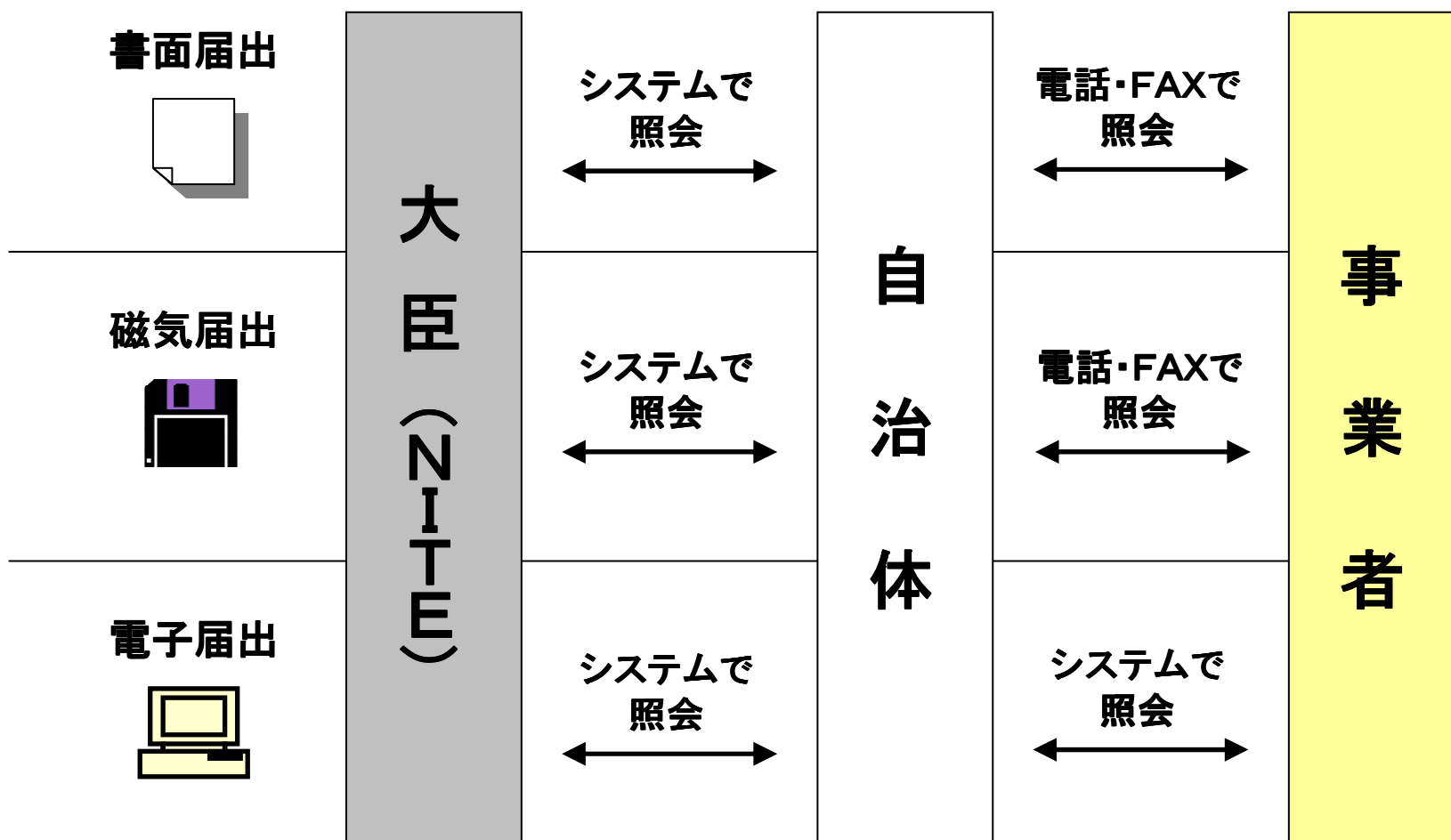


- ・疑義がある場合、行政機関から問い合わせがあります。
- ・数値や物質の変更は変更届出が必要になります。
- ・過年度の誤りも変更は可能です。

届出前に、前年度の届出内容と比較してください

照会処理の流れ

届出内容に疑義があった場合、疑義について届け出た自治体から照会があります。



届出内容確認・間違いやすい項目(本紙)

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 平成22年 4月 1日

経済産業大臣(東京都知事) 殿 〒100-0013

届出者 (ふりがな) とうきょうとちよくだくかすみがせき
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かすみがせきかほしきかいしゃ
氏名 霞ヶ関株式会社
代表取締役 経済太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(ふりがな) とうきょうこうじょうのりかんきょういちろう
代理人 東京工場長 環境一郎
(代理人にあっては役職及び氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|--------------------------|-----------------------|-----------------|---------|
| 事業所 | (ふりがな) かすみがせきかほしきかいしゃ | 事業者の名称 | 霞ヶ関株式会社 |
| | 前回の届出における名称 | 桜田門株式会社、千代田株式会社 | |
| | (ふりがな) かすみがせきだいちこうじょう | 事業所の名称 | 霞ヶ関第一工場 |
| | 前回の届出における名称 | 第一工場、東京工場 | |
| 事業所の所在地 | | 〒100-0013 | |
| (ふりがな) とうきょうとちよくだくかすみがせき | | 東京都千代田区 | |
| | | 霞が関1-2-2 | |

| | | | |
|---------------------|-------|--------|------|
| 事業所において常時使用される従業員の数 | 25 | 人 | |
| 事業所において行われる事業が属する業種 | 業種名 | 業種コード | |
| | 主たる事業 | 燃料小売業 | 5930 |
| | 従たる事業 | 自動車卸売業 | 5220 |
| | | 商品検査業 | 8620 |

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1~6のとおり

本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること) 1. 有 ②. 無

担当者 (ふりがな) かがく はなこ
氏名 化学 花子
電話番号 03-987-6543

※受理日 年 月 日 ※整理番号

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署及び氏名及び連絡先を記載すること。
6 ※の欄には、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。こと。
8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X05110に適合するものを記載することができる。
(二次元コード記載欄)

事業者と事業所の区別が重要

- 届出日：空欄になっている場合がある
- 届出者住所：事業所の住所を記載している大口郵便番号は使用できない(主に***-85**の番号)
- 届出者名称：事業所の名称を記載している
- あて先大臣：誤った大臣を記入(業種により大臣が異なる)
- 事業者名称：事業所の名称を記載している
- 郵便番号：大口郵便番号は使用できない(主に***-85**の番号)
- 従業員数：空欄になっている場合がある(事業者全体の従業員数ではない)
- 業種コード：業種名と届出用のコードが異なっている
- 別紙枚数：別紙の枚数(物質数)と一致しない
- 法第6条請求：「有」に○をつけている

届出内容確認・間違いやすい項目(別紙)

● 特別要件施設を除き、年間取扱量が1t(特定第1種指定化学物質は0.5t)未満の場合は、届出不要

| | |
|--|--------------------------|
| 別紙番号 | 1 |
| 第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量 | |
| 第一種指定化学物質の名称 | エチルベンゼン |
| 第一種指定化学物質の号番号 | 53 単位 kg |
| 排出量 | イ 大気への排出 140 |
| | ロ 公共用水域への排出 22 |
| | ハ 当該事業所における土壌への排出(こ以外) 0 |
| | ニ 当該事業所における埋立処分 0 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 0 |
| | ロ 当該事業所の外への移動(イ以外) 0 |
| 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 | |
| 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不棄物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 がらくず・コークトクず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉛くず 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他 | |
| ※整理番号 | |

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した排水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格×05-10に適合するものを記載することができる。
 (二次元コード記載欄)

● 物質名称、号番号：名称と番号が一致していない

● 数値全般：有効数字2桁になっていない
(ダイオキシン類以外は小数第一位まで)

例：1051kg→1100kg、0.46kg→0.5kg

ダイオキシン類：0.00234mg-TEQ →0.0023mg-TEQ

● 河川名：排出量を記載しているが、河川名が空欄
河川リストにない河川名を記載

● 排水処理を行っている場合は、その出口、又は事業所からの排出量

● 廃棄物としての移動量で、製品や有価物は含まない

形式確認による照会の事例

書面届出

| | 照会項目 | 件数 |
|----|------------------------|-----|
| 1 | 必須項目が空欄 (従業員数、河川名等) | 770 |
| 2 | 本紙の別紙数と実際の別紙数が異なる | 421 |
| 3 | 届出者住所が事業所の住所になっている | 150 |
| 4 | 日付に関する確認 | 91 |
| 5 | 数値の確認 | 67 |
| 6 | 届出者名称が事業所の名称になっている | 66 |
| 7 | 物質名称と物質番号が対応していない | 59 |
| 8 | 代表者役職の確認 | 48 |
| 9 | 業種名と業種コードが対応していない | 45 |
| 10 | 事業者名称が事業所名称になっている | 35 |

電子・磁気届出

| | 照会項目 | 件数 |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 届出者名称・事業者名称変更確認 | 54 |
| 2 | 誤字脱字 | 31 |
| 3 | 届出者名称・住所が事業所の名称・住所になっている | 29 |
| 4 | 代理人役職確認 | 8 |
| 5 | 届出先大臣確認 | 6 |
| 6 | 6条請求が「有」になっている | 5 |
| 7 | 事業所住所疑義 | 5 |
| 8 | 「変更の理由」疑義 | 3 |



・・・電子届出では発生しない照会事例

総件数：1,868件
20,116届出中

1届出当たりの割合
10倍!

総件数：141件
15,661届出中

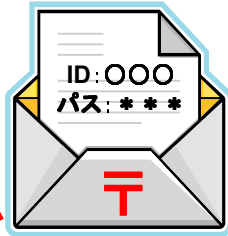
電子届出のお願い

①電子情報処理組織使用届出書を提出(インターネット方式)
 ※様式は<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/itdtp.html>から入手可能。

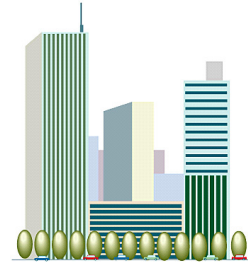
愛媛県知事殿
 事業所A
 事業所B
 ・
 ・



PRTR対象事業者

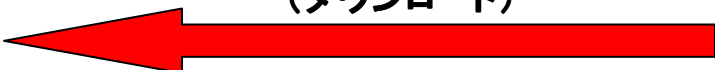


②ユーザID・パスワード受領(郵送)

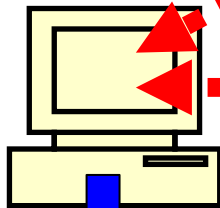


自治体

③クライアント証明書入手
(ダウンロード)



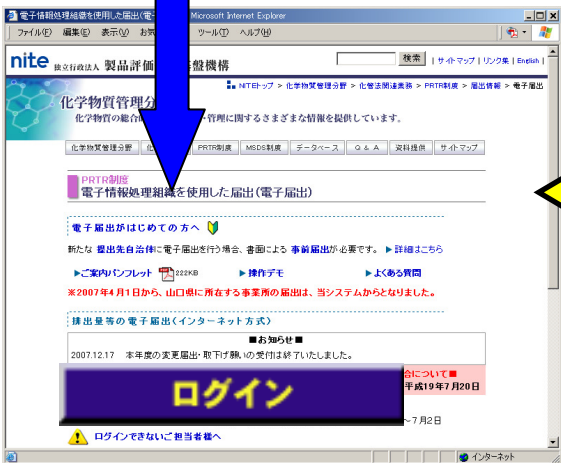
NITE



④登録



⑤アクセス



クライアント証明書とは？
 以下の目的でインターネットブラウザに登録する電子ファイル
 ① 行政側が事業者のパソコンを特定可能 → 不正アクセス防止
 ② 暗号化通信が可能 → 情報漏洩防止

PRTR電子届出システムログインページ
[http:// www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html](http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html)

- 24時間
届出OK
- 届出書
らくらく作成
- 登録、申請に係
る料金は無料※



電子届出の特徴

- ・自動チェック機能付き
(記入ミスが減少します。)
- ・電子情報処理組織使用届出の情報がはじめから表示
(会社名や住所が入力不要になります。)
- ・いつでも電子ファイルで保存が可能。印刷も可能。
(電子媒体でも紙媒体でも管理できます。)
- ・前年度データが確認可能。
(前年度データを参考にして入力できます。)
- ・受領証をダウンロード可能
(届出の証明書になります。)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

届出受付

法律第5条第2項関係

2009年04月03日
長野県知事

←受領証の例

長野市 御中

2009年04月03日 付けで提出されました[]に係る届出につきましては、次の整理番号にて受けました。

| 整理番号 | 事業所名 | 届出先 |
|------|------|-------|
| [] | [] | 長野県知事 |

PRTR届出作成支援プログラム

PRTR届出作成支援プログラムは、PRTR届出書を作成するためのソフトウェアです。本ソフトウェアで作成したファイルは全ての届出方法(書面届出、磁気ディスク届出、電子届出)で使用できます。

化管法政省令の改正を受け、リニューアルしました。

特徴1 基本機能

- 直感的な入力が可能
- 印刷時に文字サイズやレイアウトを自動調整
- プルダウン選択式による簡単入力
- 記入内容のチェック機能
- 変更届出書の容易な作成

特徴2 省令改正に伴う改良

- 選択方式を採用
- 二次元コード印刷機能を装備

特徴3 届出書作成を支援する新機能

- 複数事業所の管理機能を装備
- 燃料小売業用排出量算出機能を装備

PRTR届出作成支援プログラムのページ
<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/shien.html>

PRTR届出作成支援プログラム

本紙入力フォーム

- 項目に従って必要事項を入力
- 入力漏れや、項目間で矛盾した入力などはメッセージで注意

PRTR-S02 届出書作成(個別事業所)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
届出書作成 法律第5条第2項関係

排出把握年度: 2010年度

事業所機能: 読み込み (保存した作業ファイルを読み込みます。), 保存 (作業中の届出書作業ファイルに保存します。)

届出用XMLファイル: 開く, 保存, 印刷

※この機能で出力されるファイルは、PRTRの届出には使用できません。

届出書/様式: 届出書/別紙

提出日: 2011年 4月 1日 【必須】

届出先: 経済産業大臣 殿 【必須】

提出先: 神奈川県知事 殿 【必須】

届出者

〒100-0013 〒⇒住所 (半角数字) 【必須】

都道府県: 東京都 市区町村: 千代田区 (全角かな) 【必須】

町域名: かすみがせき (全角かな) 【必須】

住所: 霞が関1-2-2 (全角) 【必須】

事業者の名称: かすみがせきかぶしがきいしゃ (全角かな) 【必須】

前回の届出における名称: 霞が関株式会社 (全角) 【必須】

代表取締役: だいいよとりしまりやく (全角かな) 【必須】

代表取締役の氏名(法人にあっては氏名): 藤沢 太郎 (全角) 【必須】

代理人

ふじさわだいちこうじょう かんきょう いちろう (全角かな) (全角) 【必須】

役職: 藤沢第一工場長 (全角) 【必須】

氏名: かんきょう いちろう (全角かな) (全角) 【必須】

環境 一郎 (全角) 【必須】

届出者情報クリア

代理人情報クリア

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届出します。

事業所の概要

| | |
|-------------|----------------------------|
| 事業者 | かすみがせきかぶしがきいしゃ (全角かな) 【必須】 |
| 事業者の名称 | 霞が関株式会社 (全角) 【必須】 |
| 前回の届出における名称 | 霞が関株式会社 (全角) 【必須】 |
| 事業者の所在地 | ふじさわだいちこうじょう (全角かな) 【必須】 |
| 事業所の名称 | 藤沢第一工場 (全角) 【必須】 |



印刷された書面届出書

- 文字サイズやレイアウトを自動調整
- 二次元コードの印刷

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 平成23年 4月 1日

経済産業大臣(神奈川県知事) 殿 〒100-0013
とうきょうとちよくだくかすみがせき
届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
かすみがせきかぶしがきいしゃ
氏名 霞が関株式会社
だいいよとりしまりやく いちろう
代表取締役 経済 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
代理人 ふじさわだいちこうじょう かんきょう いちろう
藤沢第一工場長 環境 一郎
(代理人にあっては役職及び氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届出します。

| | | |
|-----|-------------|---|
| 事業所 | 事業者の名称 | かすみがせきかぶしがきいしゃ |
| | 前回の届出における名称 | 霞が関株式会社 |
| | 事業者の所在地 | ふじさわだいちこうじょう |
| | 事業所の名称 | 藤沢第一工場 |
| | 前回の届出における名称 | 第一工場 |
| | 事業所の所在地 | 〒251-0054 神奈川県藤沢市 かなわがわふみじさわしあきちよ 朝日町×-× |

| | |
|---------------------|---|
| 事業所において常時使用される従業員の数 | 95 人 |
| 事業所において行われる事業 | 主たる事業 化学工業 業種コード 2000 従たる事業 自動車部品産業 5220 商品検査業 8620 |

| | |
|--|---|
| 第一種指定化学物質の排出量及び移動量 | 別紙番号1のとおり |
| 本届出が法第9条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること) | 1. 有 ②. 無 |
| 担当者 | 部署 藤沢第一工場環境安全部 氏名 化学 花子 電話番号 9999-99-9999(内線9999) |
| ※受理日 | 年 月 日 ※整理番号 |

備考 1 本届出は、事業ごとに作成すること。
2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
3 事業所において常時使用される従業員の数は、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業を最上層に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次に掲げる業種を記載すること。
5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
6 届出の欄には、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8 係名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印すること。に代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
9 本届出に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報に記載する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X 0 5 1 0に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

本紙 1/3 No1 本紙 2/3 No2 本紙 3/3 No3

NITEが実施している内容確認の事例

内容確認とは？？？

対象物質、区分(大気、水域等)、数値、業種から、届出物質の過不足、異常値等の確認を行う。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|--|--------------------|-------|-------|-----|-------|---------------------------|----------------------------|
| 別紙番号 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量 | | | | | | | | | | | | |
| 第一種指定化学物質の名称 | ベンゼン | | | | | | | | | | | |
| 第一種指定化学物質の号番号 | 2 9 9 | | | | | 単位 (該当するものに○をすること) | 1. kg | 2. mg | TEQ | | | |
| 排出量 | イ 大気への排出 | | | | | | | | | 140. | | |
| | ロ 公共用水域への排出 | | | | | | | | | 23. | 排出先の河川、湖沼、海城等の名称 | 多摩川 |
| | ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外) | | | | | | | | | 0.0 | | |
| | ニ 当該事業所における埋立処分 | | | | | | | | | 9.8 | 埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) | 1. 安定型 2. 管理型 3. 遊離型 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | | | | | | | | | 0.0 | | |
| | ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外) | | | | | | | | | 1200. | | |
| ※整理番号 | FOH3000-0001-00 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に合別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、合別表第一に掲げる名称(合別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質についてはkg、ダイオキシン類についてはmg-TEQを選択すること。 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海城等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。 7 ※の欄には、記載しないこと。 | | | | | | | | | | | |

届出物質が足りないのでは？

この数値は異常に多すぎないか？

取扱い量と間違えて届け出ていないか？

取扱量1t未満の物質を届け出ていないか？

この物質の届出を間違えていないか？

別の区分を忘れていないか？

内容確認の例 1

業種：プラスチック製品製造業

| 第一種指定化学物質の名称 | | キシレン |
|---------------|-----------------------|------|
| 第一種指定化学物質の号番号 | | 80 |
| 排出量 | イ 大気への排出 | 500 |
| | ロ 公共用水域への排出 | 0 |
| | ハ 当該事業所における 土壌への排出 | 0 |
| | ニ 当該事業所における 埋立処分 | 0 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | 0 |
| | ロ 当該事業所の外への 移動 | 300 |

単位：kg

溶剤としてのキシレンの取り扱い？



溶剤として使用され、排ガス処理されていなければ、取扱量は排出量・移動量の合計と同じ



排出量・移動量合計が1トン未満ならば、**届出不要**ではないか？

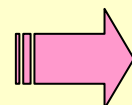


チェック条件
例 キシレン、トルエン、エチルベンゼンの
 排出・移動量合計が100kg以上1トン未満の届出



照会

塩素系溶剤または塗料溶剤
 (トルエン、キシレン、エチルベンゼン等)の
 排出量・移動量合計が1トン未満
 (化学工業を除く)



届出不要の可能性が**あります**。

内容確認の例 2

業種：燃料小売業

| 第一種指定化学物質の名称 | | キシレン | トルエン |
|---------------|-----------------------|------|------|
| 第一種指定化学物質の号番号 | | 80 | 300 |
| 排出量 | イ 大気への排出 | 100 | 50 |
| | ロ 公共用水域への排出 | 0 | 0 |
| | ハ 当該事業所における 土壌への排出 | 0 | 0 |
| | ニ 当該事業所における 埋立処分 | 0 | 0 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | 0 | 0 |
| | ロ 当該事業所の外への 移動 | 0 | 0 |

単位：kg

排出量算出



トルエン大気排出50kg
ならば、他の成分の届出
も必要！



ガソリン成分確認



トルエンの含有量は
キシレンよりも多い
(トルエン > キシレン)



チェック条件

例：トルエンの大気排出が8kg以上の場合、キシレン、
エチルベンゼン、ベンゼンが不足している届出

例：トルエンの大気排出量がキシレンより小さい届出



照会

トルエンの大気排出量が大きく、
届出物質が少ない。

➡ 届出物質が不足している可能性があります。

トルエンの大気排出がキシレンより小さい。

➡ トルエン又はキシレンの数値を
間違えている可能性があります。

内容確認の例 3

業種：一般機械器具製造業

| | | |
|---------------|-----------------------|-------|
| 第一種指定化学物質の名称 | | キシレン |
| 第一種指定化学物質の号番号 | | 80 |
| 排出量 | イ 大気への排出 | 5,000 |
| | ロ 公共用水域への排出 | 0 |
| | ハ 当該事業所における 土壌への排出 | 0 |
| | ニ 当該事業所における 埋立処分 | 0 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | 0 |
| | ロ 当該事業所の外への 移動 | 0 |

単位：kg

塗料・溶剤としてのキシレンの取り扱い？



塗料用キシレンにはエチルベンゼンも含有



一定量のキシレンの届出があれば、
エチルベンゼンの届出も必要



チェック条件

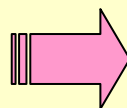
例

キシレンの大気排出が5トン以上、かつ、
エチルベンゼンがない届出
(化学工業を除く)



照会

キシレンの大気排出が一定量あり、かつ、
エチルベンゼンの届出がない。
(化学工業を除く)

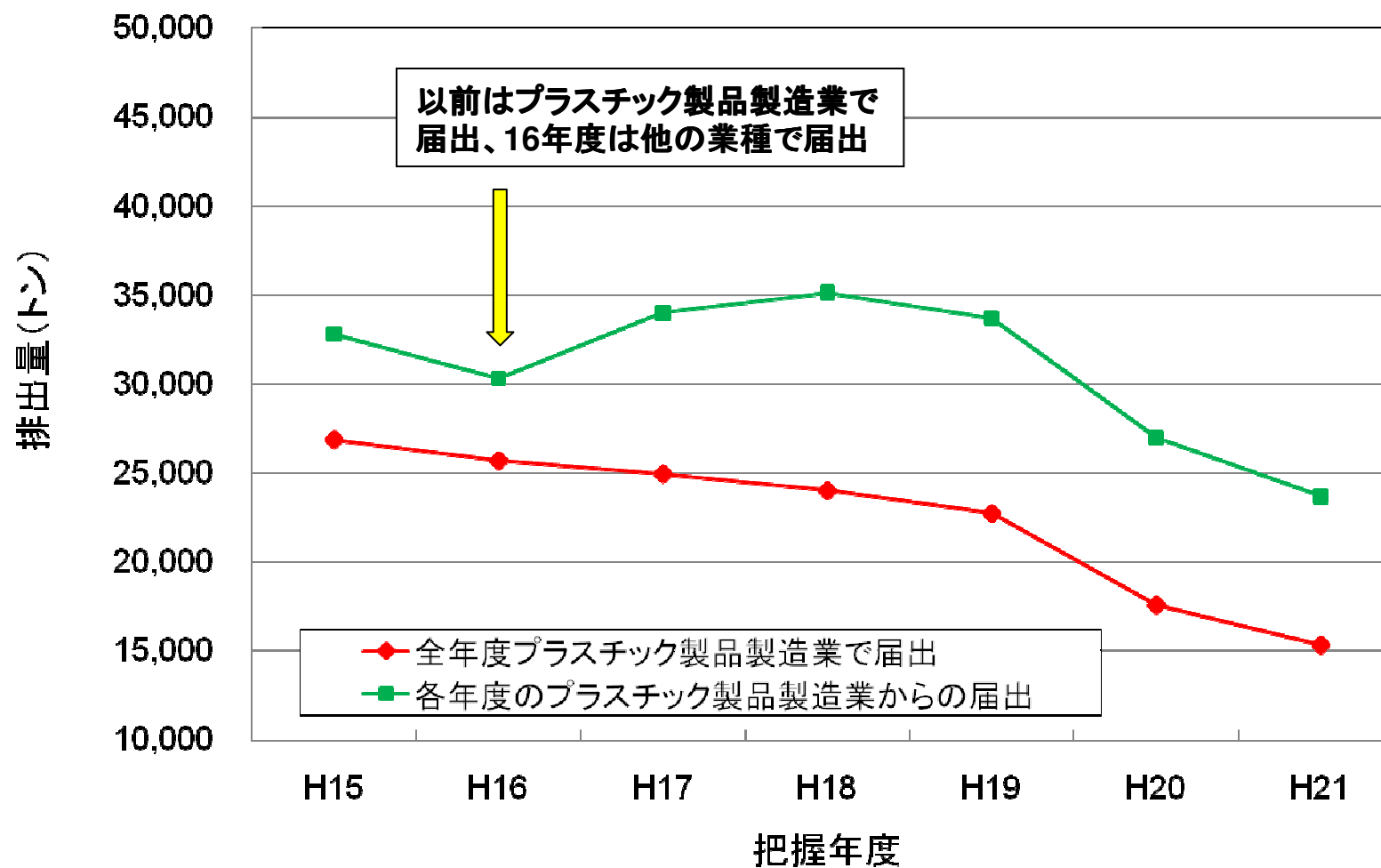


エチルベンゼンの届出が
不足している可能性があります。

内容確認の例 4

不適切な業種での届出があるとデータの挙動が不自然になります

プラスチック製品製造業の排出量推移(大気)

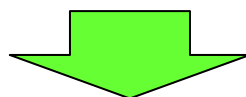


その他の製造業に該当する業種

3400 その他の製造業に含まれる業種の例

- 貴金属製品製造業(宝石加工を含む)
- 楽器製造業
- がん具・運動用具製造業
- ペン・鉛筆・絵画用品等の事務用品製造業
- 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業
- 漆器製造業
- 畳・傘等生活雑貨製品製造業
- 他に分類されない製造業 : 煙火製造業、看板・標識機製造業、パレット製造業……等

適切な業種があるにもかかわらず、「その他の製造業」とする届出が見受けられる



適切な業種での届出をお願いします

政令改正による 届出の注意点

新規追加物質の用途と代表的な業種(例)

| 物質名称 | 用途 | 用途から予測される代表的な業種 |
|---------------------------|---------------------------------|---|
| アクリル酸ノルマルブチル | 接着剤、塗料 | 化学工業、輸送用機械器具製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業 |
| 2-エチルヘキサン酸 | 中間物(合成原料、重合原料)、塗料、印刷インキ | |
| 塩化第二鉄 | 凝集剤、表面処理剤、試験研究用、試薬 | パルプ・紙・紙加工品製造業、熱供給業、化学工業、下水処理業 |
| クメン | 塗料等用溶剤、塗料 | 一般機械器具製造業、金属製品製造業、化学工業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業 |
| ジシクロペンタジエン | 中間物(合成原料、重合原料) | 化学工業、プラスチック製品製造業 |
| デカン酸 | | |
| デシルアルコール(別名デカノール) | | |
| 1-ドデカノール(別名ノルマルドデシルアルコール) | | |
| 1-ノナノール(別名ノルマルノニルアルコール) | | |
| ノルマルヘキサン | 試験研究用、試薬、塗料等用溶剤、接着剤、洗浄用溶剤、工業用溶剤 | 化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、一般機械器具製造業、金属製品製造業 |

対象物質変更による届出の注意点

既存業種における追加物質

燃料小売業: ガソリン中の対象物質 (2物質が新たに追加)

296 1, 2, 4-トリメチルベンゼン

392 ノルマルーヘキサン

物質削除により届出物質が減る業種

43 エチレングリコール

自動車整備業、化学工業、自動車卸売業……等

30 4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)

化学工業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業……等

115 N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド

ゴム製品製造業……等

医療業で想定される対象物質

平成23年度届出から新たに届出対象となる医療業における対象物質と用途

| 想定される物質名称 | 想定される用途 |
|-----------|---------------------|
| エチレンオキシド | 滅菌、消毒 |
| キシレン | 病理検査、試薬 |
| グルタルアルデヒド | 滅菌、消毒、病理検査、試薬 |
| クロロホルム | 試薬 |
| ダイオキシン類 | 焼却施設等、特別要件施設を保有する場合 |
| トルエン | 検体保存、病理検査、試薬 |
| ホルムアルデヒド | 検体保存、病理検査、試薬、滅菌、消毒 |

これら以外の取扱い物質
を確認するためには？

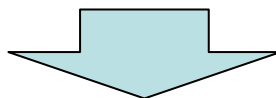
新規業種、新規追加物質での届出対象の判断

例えば、

- ・新規業種(医療業)で、対象物質を使用しているかわからない
- ・取り扱っている原料・資材に追加物質が含まれているかわからない

初めに行うことは

- ・購入している薬剤、原料、資材のMSDSの内容を確認
- ・MSDSが添付されていない場合、MSDS添付の義務が無い製品であることを確認した方が良い場合がある



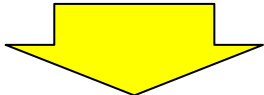
MSDSは、PRTR届出に必要な情報が含まれ、届出要否の判定や排出量算出のために必要な情報源

物質番号と届出項目の変更(別紙)

| | | | |
|-------------------------|----------------------------|--|--|
| 別紙番号 | 1 | | |
| 第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量 | | | |
| 第一種指定化学物質の名称 | エチルベンゼン | | |
| 第一種指定化学物質の番号 | 53 | 単位 | kg |
| | | | mg-TEQ(臭気抑制剤の場合) |
| 排出量 | イ 大気への排出 | 1.40 | |
| | ロ 公共用水域への排出 | 2.2 | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称 (多摩川) |
| | ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外) | 0.0 | |
| | ニ 当該事業所における埋立処分 | 0.2 | 埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 |
| 移動量 | イ 下水道への移動 | 0.0 | 移動先の下水道終末処理施設の名称 (○下水道・・・) |
| | ロ 当該事業所の外への移動(イ以外) | 0.0 | |
| | 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 | 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 ② 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 | |
| | 廃棄物の種類 | 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 ③ 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 がらくず・コークトクず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他 | |

物質番号が変更されているため、
改正後の番号で届出
(過年度の修正については、改正前の番号)

- 「移動先の下水道終末処理施設」名を記載 (下水道名リストから選択)
- 「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」を選択



電子届出では、適切な届出が可能

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2位とすること。ただし、臭気抑制剤以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格×0510に適合するものを記載することができる。



参考資料 1

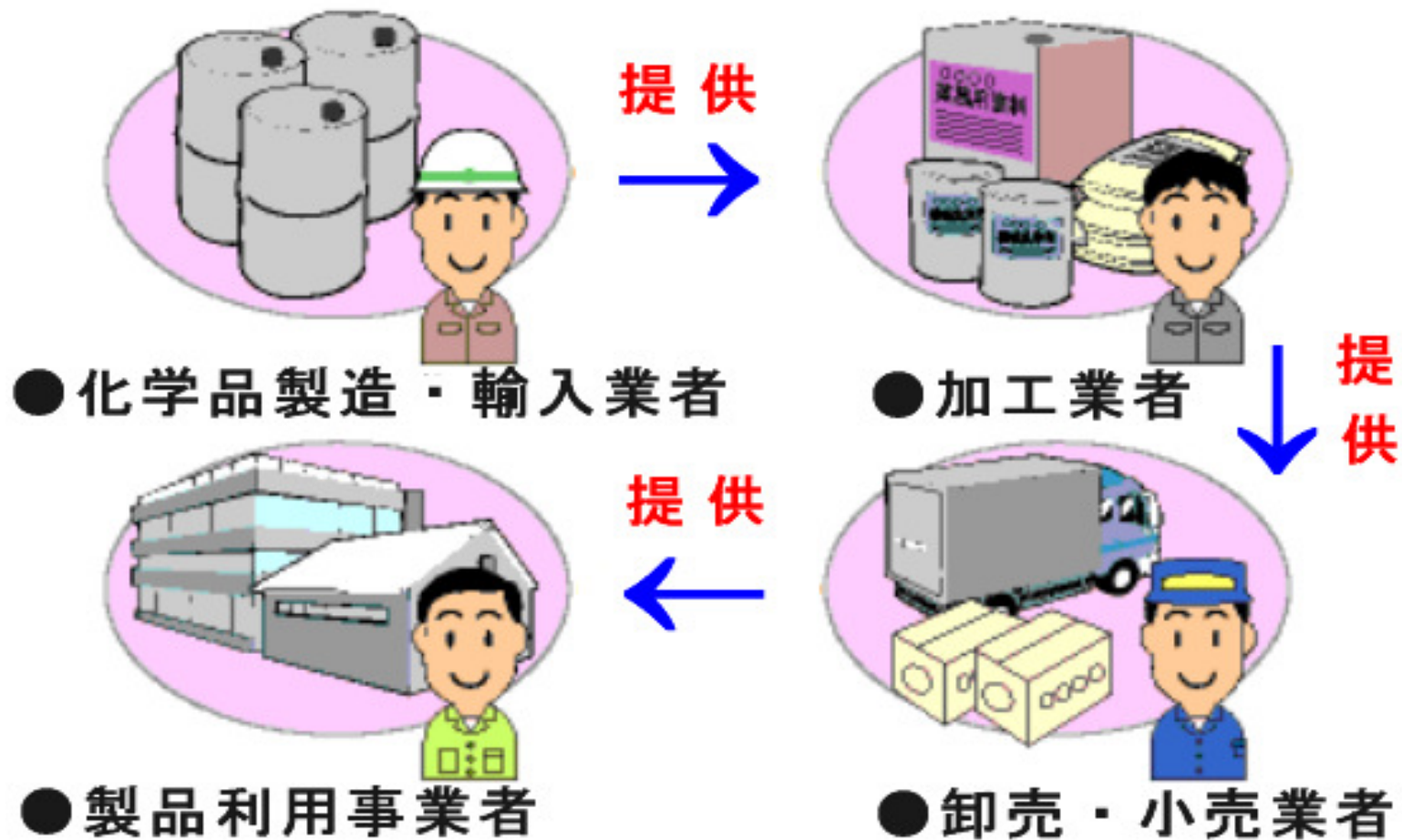
MSDSとは

MSDS:Material Safety Data Sheet

(化学物質等安全データシート)

**指定化学物質及びそれを含有する製品を
事業者間で取引する際に、その化学物質等
の性状及び取扱いに関する情報の提供を義
務づけるもの**

MSDS提供の流れ



MSDSの記載内容

MSDSで提供する情報 (項目名はJIS Z7250に合わせています)

MSDSには、日本語で、以下の事項を記載します。(※GHS分類に該当する場合に記載)

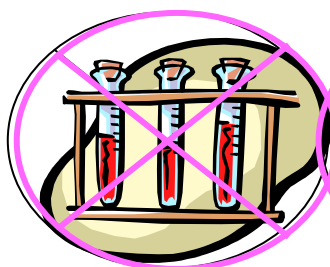
- | | |
|---|---|
| <p>① 化学物質等(製品)及び会社情報 製品名、MSDSを提供する事業者の 名称、住所、担当者の連絡先</p> <p>2 危険有害性の要約 ※化学物質・混合物のGHS分類及び 絵表示等を記載</p> <p>③ 組成及び成分情報 含有する対象化学物質の名称・政令 上の号番号・種類、 含有率(有効数字2桁) ※カットオフ値、有害成分を記載</p> <p>4 応急措置</p> <p>5 火災時の措置</p> <p>⑥ 漏出時の措置</p> | <p>⑦ 取扱い及び保管上の注意</p> <p>8 暴露防止及び保護措置</p> <p>⑨ 物理的及び化学的性質 ※GHS分類の根拠を記載</p> <p>⑩ 安定性及び反応性</p> <p>⑪ 有害性情報 ※GHS分類の根拠を記載</p> <p>⑫ 環境影響情報</p> <p>⑬ 廃棄上の注意</p> <p>⑭ 輸送上の注意</p> <p>15 適用法令</p> <p>16 その他の情報</p> |
|---|---|



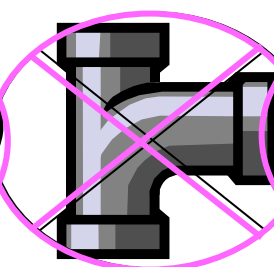
MSDSの対象とならない製品

- ・ 対象化学物質の含有率が1質量%未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満)の製品【=含有率が少ないもの】
- ・ 取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品【=組立部品など】
- ・ 密封された状態で使用される製品【=コンデンサーなど】
- ・ 一般消費者用の製品【=殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など】
- ・ 再生資源【=空き缶、金属くずなど】

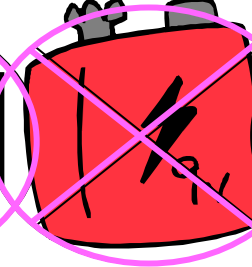
例示



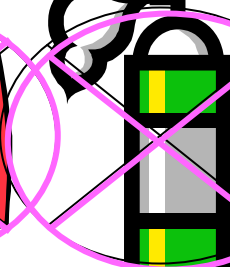
含有率が少ない
もの



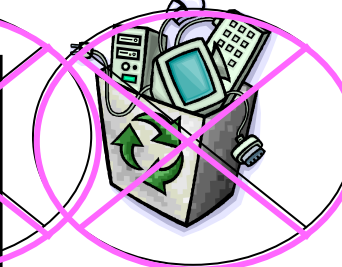
固形物



密封された状態で
使用される製品



一般消費者用
の製品



再生資源

参考資料 2

医療業での想定される届出事例

病院が、滅菌業者に病院内の設備を使用させて滅菌作業をさせている場合の届出は、病院？それとも滅菌業者？？

パターン1: 病院が薬剤を購入し、滅菌の作業を依頼している場合
(薬剤の廃棄も病院で実施)

パターン2: 滅菌業者が薬剤を持ち込んで滅菌の作業を行う場合

いずれも病院側が、排出量の届出を行うべきものと考えられる

PRTR排出量等算出マニュアル第4版 第3部 Q12及びQ16より

電子届出についてよくある質問①

Q1. 担当者が変更になった場合、何か手続きが必要か？

Q2. 事業所を新設した場合、何か手続きが必要か？

A. システム上で電子情報処理組織**変更届出書**の提出が必要です。

※初回届出時の届出内容が変更になった場合に必要となります(例えば、会社名、メールアドレス等)。**ユーザID・パスワードは引き続き使用できます。**

Q2で、電子届出の手続きを行っていない県内等(自治体)に事業所を新設した場合、その自治体に書面による新規の電子情報処理組織使用届出書の提出が必要です。

会社名、担当者名、メールアドレス等の変更や、ダイヤルアップ方式からインターネット方式への変更はこちら

事業者・担当者情報の変更

事業所の追加・変更・削除

事業所名の変更、電子情報処理組織使用届出済みの自治体に所在する事業所の追加・変更・削除はこちら

システムの制約上、同時届出不可

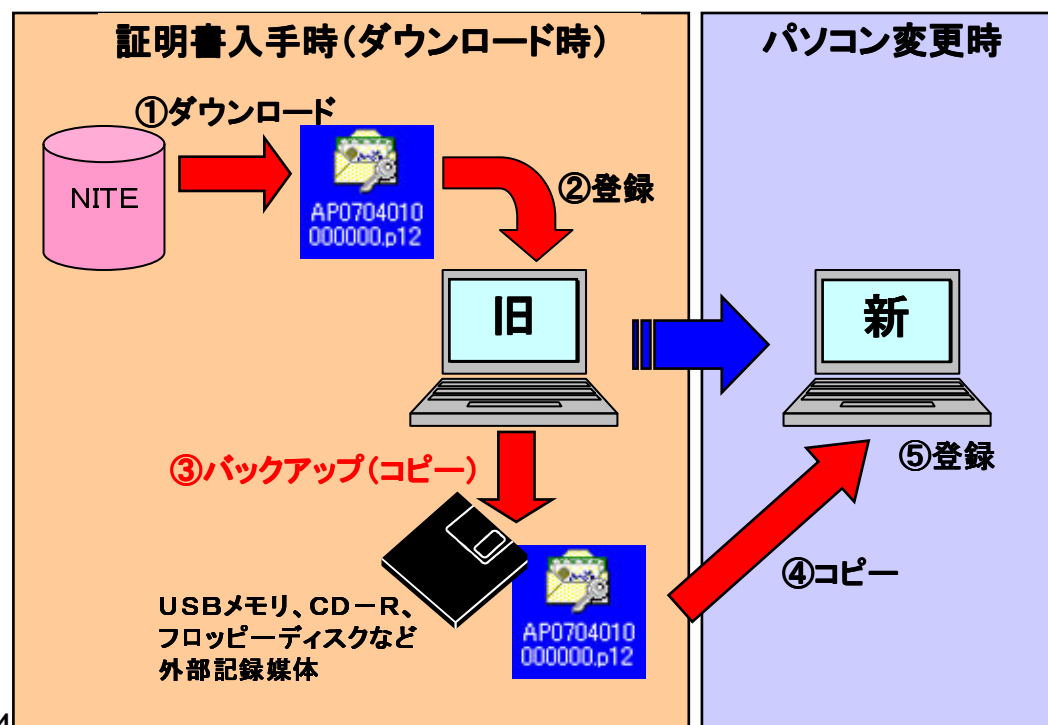
電子届出についてよくある質問②

Q. パソコンが変更になった場合(故障・買い換え等)、何か手続きが必要か？

A. 新しいパソコンにクライアント証明書の再登録が必要です。

※ユーザID・パスワードはそのまま利用でき、書類上の手続きは不要です。

クライアント証明書はパソコン以外の外部記録媒体にバックアップをお願いします。



もし、クライアント証明書を保存していなかった場合は・・・

ログイン

平成18年度分排出・移動量

⚠ ログインできないご担当者様へ

電子届出システム・ログイン
ページのココをクリック！

NITEの事業者向けサポート体制

OPRTR届出物質、届出要件、排出量算出方法等についてのお問い合わせ先

『PRTRサポートセンター』

TEL 03-5465-1681

E-MAIL support_prtr@nite.go.jp

OPRTR届出システムの操作方法についてのお問い合わせ先

『PRTRシステムサポート』

TEL 03-5465-1683

E-MAIL info_prtr@nite.go.jp

OPRTR届出作成プログラムの操作方法についてのお問い合わせ先

『PRTRプログラムサポート』

TEL 03-5738-5482

E-MAIL prtr_td@nite.go.jp

お問い合わせ時間 平日9:00~12:15、13:15~17:30 (共通)

FAX 03-3481-1959 (共通)